

平成18年2月3日
財 務 局

東京都発注工事における指名停止の強化について

国では、橋梁や施設整備の工事などで官製談合が横行し、都の入札においても、暴力団を使って脅迫した建設社の関係者が逮捕されるなど、公共工事は、極めて厳しい目を国民から向けられている現状にあります。

こうした状況を踏まえ、談合防止策の検討を進めてきましたが、今般、東京都入札監視委員会の意見も踏まえた上で、下記のとおり指名停止の強化を図ることとし、指名停止措置要綱を見直すこととしましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格の取消（新規取組）

暴力団員を関与させるなど極めて悪質な企業については、競争入札参加資格を2年間取り消します。

2 指名停止の強化

(1) 指名停止期間の延長

談合を行った企業に対し、指名停止期間の延長を行います。

【 最長 12月（標準6月） 最長 24月（標準12月） 】

(2) 指名停止対象の拡大

営業譲渡等により指名停止を受ける原因となった部門を譲り受けた企業や、談合を行った者が役員として所属する他の企業についても指名停止を行います。

3 実施時期

平成18年4月1日から

< 問い合わせ先 >

財務局経理部総務課

電話 03-5388-2607